

1 対象契約

石狩教育局管内の道立学校が使用する物品の購入で、1件の予定価格が160万円未満の次の契約とします。

- (1) 共通物品（文具）
- (2) 共通物品（日用品）
- (3) 共通物品（OA・電気用品）
- (4) 文具・事務用品（消耗品）、図書室用品、パソコン周辺機器
- (5) 事務機器（備品）
- (6) 什器・家具
- (7) 台所用品・清掃用品
- (8) 家電製品
- (9) 一般教材

（(1)から(9)を以下「物品の購入」という。）

※ 共通物品一覧は石狩教育局ホームページに掲載しています。

2 定時見積りの執行

(1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙3）及び見積目録内訳（別紙3の2）を提示しています。

ア 定時見積参加地域、地域区分及び納品先

(ア) 1件の予定価格が30万円未満の契約

参加地域は、本店、支店、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）が所在する別表1に掲げる地域区分に限ります。

(イ) 1件の予定価格が30万円以上の契約

参加地域は、本店等が所在する別表2に掲げる地域区分とします。

イ 提示の方法

次の(ア)から(イ)に掲げる方法により提示します。

- (ア) ファクシミリ又は電子メール等により送信します。
- (イ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

ウ 提示の日時

(ア) 物品の購入契約

- ① 原則として毎月第2及び第4水曜日の午前9時から午後5時まで（閉庁日の場合は翌開庁日）
- ② その他別途指定する日時

(イ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡します。

(2) 見積書等の提出方法

ア 提出方法

見積書等の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出してください。

(ア) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる場合（1件の予定価格が30万円未満の契約をいう。）であって、見積書に相当する書類を提出する場合

- ① 郵便等により、次の住所地に送付する。
060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階
北海道教育庁石狩教育局内 道立学校運営支援室（契約担当）
- ② ファクシミリ又は電子メールで提出する。
ファクシミリ : 011-232-5982（石狩教育局道立学校運営支援室用ファックス）
メールアドレス : ishikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp
（件名には、「〇月〇日定時見積り」という文字を含ませること。）

(イ) 財務規則第165条の規定に基づき見積書の提出を要する場合

郵便等により、次の住所地に送付する。
060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階
北海道教育庁石狩教育局内 道立学校運営支援室（契約担当）

イ 見積書等の提出

(ア) 提出する見積書及び見積書に相当する書類（以下「見積書等」という。）には、必ず見積目録の見積記号・番号を記載してください。

- (イ) 見積書等に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。
なお、課税事業者にあつては見積書等に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書等に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載してください。

(ウ) 契約の相手方に決定した後、速やかに品目毎の規格、数量、単価及び金額などの内訳書を提出してください。

(エ) 次のいずれかに該当する見積書等の提出は、無効とします。

- ① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書等の提出
- ② 記載金額（頭首金額）を削除訂正した見積書等の提出
- ③ 記名のない見積書の提出（見積書に相当する書類の場合にあつては、記名のない見積書に相当する書類の提出）
※令和3年4月1日より見積書の押印は省略可能です。省略する場合は責任者および担当者の氏名と電話番号を記載してください。

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書等の提出期限終了後、直ちに見積書等の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りをした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、契約の相手方等を記載した見積目録により、当該見積の参加者に対し、決定の日の翌日までに

ファクシミリ又は電子メール等により発表します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書等を提出した者が2人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書等を提出した者が来庁してくじを引くものとしませんが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引かせます。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積りを行います。なお、別表1の地域区分で1回目の定時見積りを行った場合は、2回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表2の地域区分により行います。この場合ですが、定時見積りの契約内容の提示にあたっては、2回目であること及び予定価格に関わらず別表2の地域区分により行うことを明示します。

オ 提出された見積書等の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書等の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止めます。なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

(4) 発注

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し、発注書（別紙4）及び発注書内訳により発注を行います。この場合において、契約の相手方と受注内容を確認いたします。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがあります。

別表1【エリア1（小地域）】

| 地域区分 | 対象市町村 | 納品先 |
|----------|----------|--|
| 札幌中央A地域 | 札幌市 | 札幌西高等学校、札幌南高等学校 |
| 札幌中央B地域 | 札幌市 | 札幌視覚支援学校、札幌伏見支援学校 |
| 札幌北A地域 | 札幌市 | 札幌北高等学校、札幌工業高等学校、札幌聾学校 |
| 札幌北B地域 | 札幌市 | 有朋高等学校、札幌北陵高等学校、拓北養護学校 |
| 札幌北C地域 | 札幌市 | 札幌国際情報高等学校、札幌英藍高等学校、札幌あいの里高等支援学校 |
| 札幌西地域 | 札幌市 | 札幌琴似工業高等学校、札幌西陵高等学校、手稲養護学校三角山分校 |
| 札幌東地域 | 札幌市 | 札幌丘珠高等学校、札幌東陵高等学校、札幌東豊高等学校 |
| 札幌南地域 | 札幌市 | 札幌南陵高等学校、真駒内養護学校、札幌伏見支援学校もなみ学園分校 |
| 札幌白石地域 | 札幌市 | 札幌東高等学校、札幌白石高等学校、札幌白陵高等学校、札幌養護学校白桜高等学園 |
| 札幌手稲A地域 | 札幌市 | 札幌手稲高等学校、札幌あすかぜ高等学校、札幌高等養護学校 |
| 札幌手稲B地域 | 札幌市 | 手稲養護学校、札幌稲穂高等支援学校、星置養護学校ほしみ高等学園 |
| 札幌手稲C地域 | 札幌市 | 札幌稲雲高等学校、星置養護学校 |
| 札幌豊平清田地域 | 札幌市 | 札幌月寒高等学校、札幌平岡高等学校、札幌真栄高等学校 |
| 札幌厚別地域 | 札幌市 | 札幌東商業高等学校、札幌厚別高等学校、札幌啓成高等学校、札幌養護学校 |
| 江別地域 | 江別市 | 江別高等学校、野幌高等学校、大麻高等学校 |
| 石狩地域 | 石狩市 | 石狩南高等学校、石狩翔陽高等学校 |
| 当別・新篠津地域 | 当別町・新篠津村 | 当別高等学校、新篠津高等養護学校 |
| 北広島地域 | 北広島市 | 北広島高等学校、北広島西高等学校、白樺高等養護学校、札幌養護学校共栄分校 |
| 恵庭地域 | 恵庭市 | 恵庭北高等学校、恵庭南高等学校 |
| 千歳地域 | 千歳市 | 千歳高等学校、千歳北陽高等学校、千歳高等支援学校 |

別表2【エリア2（大地域）】

| | 対象市町村 | 納品先 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 石狩管内全域 | 札幌市、江別市、石狩市、当別町、新篠津村、北広島市、恵庭市、千歳市 | 札幌西高等学校、札幌南高等学校 |
| | | 札幌視覚支援学校、札幌伏見支援学校 |
| | | 札幌北高等学校、札幌工業高等学校、札幌聾学校 |
| | | 有朋高等学校、札幌北陵高等学校、拓北養護学校 |
| | | 札幌国際情報高等学校、札幌英藍高等学校、札幌あいの里高等支援学校 |
| | | 札幌琴似工業高等学校、札幌西陵高等学校、手稲養護学校三角山分校 |
| | | 札幌丘珠高等学校、札幌東陵高等学校、札幌東豊高等学校 |
| | | 札幌南陵高等学校、真駒内養護学校、札幌伏見支援学校もなみ学園分校 |
| | | 札幌東高等学校、札幌白石高等学校、札幌白陵高等学校、札幌養護学校白桜高等学園 |
| | | 札幌手稲高等学校、札幌あすかぜ高等学校、札幌高等養護学校 |
| | | 手稲養護学校、札幌稲穂高等支援学校、星置養護学校ほしみ高等学園 |
| | | 札幌稲雲高等学校、星置養護学校 |
| | | 札幌月寒高等学校、札幌平岡高等学校、札幌真栄高等学校 |
| | | 札幌東商業高等学校、札幌厚別高等学校、札幌啓成高等学校、札幌養護学校 |
| | | 江別高等学校、野幌高等学校、大麻高等学校 |
| | | 石狩南高等学校、石狩翔陽高等学校 |
| 当別高等学校、新篠津高等養護学校 | | |
| 北広島高等学校、北広島西高等学校、白樺高等養護学校、札幌養護学校共栄分校 | | |
| 恵庭北高等学校、恵庭南高等学校 | | |
| 千歳高等学校、千歳北陽高等学校、千歳高等支援学校 | | |